

改正

昭和39年10月27日条例第55号
昭和40年4月1日条例第15号
昭和40年7月27日条例第26号
昭和41年4月1日条例第16号
昭和41年7月12日条例第25号
昭和41年12月26日条例第41号
昭和42年3月17日条例第7号
昭和43年4月1日条例第7号
昭和43年10月1日条例第23号
昭和44年4月1日条例第8号
昭和44年12月20日条例第39号
昭和45年11月30日条例第39号
昭和45年12月23日条例第42号
昭和47年3月31日条例第14号
昭和47年10月11日条例第38号
昭和48年3月26日条例第8号
昭和48年12月25日条例第49号
昭和49年10月15日条例第48号
昭和49年12月24日条例第61号
昭和50年3月14日条例第3号
昭和50年7月25日条例第16号
昭和50年12月26日条例第34号
昭和51年12月25日条例第42号
昭和52年12月26日条例第34号
昭和53年10月16日条例第29号
昭和53年12月25日条例第33号
昭和55年3月31日条例第12号

昭和55年10月17日条例第31号
昭和56年3月31日条例第14号
昭和56年7月22日条例第27号
昭和57年3月31日条例第11号
昭和58年3月11日条例第6号
昭和58年10月11日条例第14号
昭和58年12月28日条例第19号
昭和61年12月22日条例第36号
昭和62年3月9日条例第11号
昭和62年12月18日条例第28号
平成元年3月30日条例第16号
平成3年6月15日条例第24号
平成4年3月17日条例第3号
平成4年10月3日条例第29号
平成5年3月30日条例第15号
平成5年10月1日条例第36号
平成6年3月31日条例第9号
平成7年3月13日条例第14号
平成8年3月29日条例第18号
平成9年3月31日条例第17号
平成11年3月17日条例第19号
平成11年12月24日条例第71号
平成12年12月22日条例第65号
平成13年3月29日条例第23号
平成16年3月26日条例第19号
平成17年3月29日条例第36号
平成17年7月22日条例第61号
平成17年10月5日条例第70号
平成17年12月27日条例第89号
平成18年10月1日条例第61号

平成19年 3月16日 条例第25号
平成19年 9月30日 条例第58号
平成19年12月26日 条例第67号
平成20年10月10日 条例第34号
平成21年 3月16日 条例第10号
平成21年10月 9日 条例第44号
平成22年 3月15日 条例第12号
平成22年12月14日 条例第49号
平成23年 9月29日 条例第38号
平成26年 3月26日 条例第35号
平成26年12月 9日 条例第67号
平成28年 3月14日 条例第13号
平成29年10月 5日 条例第35号
平成31年 3月22日 条例第23号
令和元年10月 7日 条例第19号
令和 2年 3月16日 条例第 1号
令和 3年 3月24日 条例第19号
令和 4年 7月 5日 条例第23号
令和 5年 3月22日 条例第21号
令和 6年 7月 2日 条例第40号

教育関係の公の施設に関する条例をここに公布する。

教育関係の公の施設に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定による学校その他の教育機関（以下「教育関係の公の施設」という。）の設置、管理及び廃止については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1に掲げるとおり教育

関係の公の施設を設置する。

(職員)

第3条 教育関係の公の施設の必要に応じて、事務職員、技術職員、その他の職員を置く。

(指定管理者が管理を行う教育関係の公の施設)

第4条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、別表第2に掲げる教育関係の公の施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第5条 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に教育関係の公の施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(4) その他教育委員会規則で定める基準

(指定管理者の指定の手続の特例)

第5条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

(1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(3) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

(4) 教育関係の公の施設に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この号において「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。

(5) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

(利用料金)

第6条 知事は、相当と認めるときは、別表第3の施設の欄に掲げる教育関係の公の施設の指定管理者に、その管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表第3に定める基準に従って指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、公益上その他特別の事由がある場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(準用規定)

第7条 教育関係の公の施設の管理については、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の第3条、第5条から第9条まで、第10条の3、第10条の4及び第10条の6から第12条までの規定を準用する。この場合において、第8条及び第10条の6の規定を除き、「知事」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）」とあるのは「教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 教育機関設置条例（昭和32年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中宮崎県青年の家及び宮崎県青島青年の家の項を削る。

3 県立図書館条例（昭和25年宮崎県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宮崎市本町27番地」を「宮崎市別府町4番地」に改める。

附 則（昭和39年10月27日条例第55号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日条例第15号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年7月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年7月12日条例第25号）

この条例は、昭和41年9月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月26日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年3月17日条例第7号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日条例第7号）

この条例は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年12月20日条例第39号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年11月30日条例第39号）

この条例は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則（昭和45年12月23日条例第42号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月26日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中県立延岡第二高等学校に係る部分は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月25日条例第49号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月15日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月24日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中県立日向高等学校に関する部分は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月14日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中宮崎県青島少年自然の家に関する部分は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（昭和50年7月25日条例第16号）

この条例は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中県立宮崎赤江養護学校に関する部分は昭和51年1月1日から、同田原分校に関する部分は同年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月25日条例第42号）

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月26日条例第34号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年10月16日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月25日条例第33号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第12号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月17日条例第31号）

この条例は、昭和55年10月20日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月22日条例第27号）

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月11日条例第6号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月11日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月28日条例第19号）

この条例は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月22日条例第36号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和62年3月9日条例第11号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月18日条例第28号）

この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日条例第16号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月15日条例第24号）

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成4年3月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年10月3日条例第29号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日条例第15号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月1日条例第36号）

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第9号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月13日条例第14号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（宮崎県総合博物館条例の一部改正）

- 2 宮崎県総合博物館条例（昭和45年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成9年3月31日条例第17号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月17日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 2 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 3 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

- 4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成11年12月24日条例第71号）

この条例は、平成12年1月20日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第65号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の教育関係の公の施設に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定により管理を委託している教育関係の公の施設については、改正前の条例第4条及び別表第2の規定は、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の第5条の規定により指定管理者を指定した教育関係の公の施設にあつては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成17年3月29日条例第36号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、

「	県立都城西高等学校	都城市都原町3405番地	」
	県立延岡西高等学校	延岡市野地町3丁目3477番の2	
	県立西都商業高等学校	西都市大字調殿880番地	」

を

「	県立都城西高等学校	都城市都原町3405番地	」
	県立西都商業高等学校	西都市大字調殿880番地	」

に改める改正規定及び

「	県立日向高等学校	日向市大字財光寺字比良6265番地	」
	県立延岡東高等学校	延岡市牧町4722番地	
	県立宮崎北高等学校	宮崎市大字新名爪字尾廻4567番地	」

を

「	県立日向高等学校	日向市大字財光寺字比良6265番地	」
	県立宮崎北高等学校	宮崎市大字新名爪字尾廻4567番地	」

に改める改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月22日条例第61号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月5日条例第70号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第89号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年10月1日条例第61号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第25号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月30日条例第58号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

「	県立延岡星雲高等学校	延岡市牧町4722番地	」
---	------------	-------------	---

を

「	県立延岡星雲高等学校	延岡市牧町4722番地	」
	県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫664番地の2	

に改める部分は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日条例第67号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月10日条例第34号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

「	県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫664番地の2	」
---	------------	-----------------	---

を

「	県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫664番地の2	」
	県立日南振徳高等学校	日南市大字板敷410番地	

に改める部分は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日条例第10号）

この条例は、平成21年3月30日から施行する。

附 則（平成21年10月9日条例第44号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中県立高原高等学校に関する部分は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日条例第12号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成22年12月14日条例第49号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中県立延岡しろやま支援学校に関する部分は平成24年1月1日から、別表第1の改正規定（県立延岡しろやま支援学校に関する部分を除く。）及び別表第3の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第35号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日条例第67号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月5日条例第35号）

この条例中第1条の規定は平成30年1月1日から、第2条の規定は平成32年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第23号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月7日条例第19号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第19号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月5日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第3の改正規定中宮崎県体育館に関する部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の教育関係の公の施設に関する条例第4条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和5年3月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年7月2日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の教育関係の公の施設に関する条例第4条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

	位置
学校	
中学校	
県立宮崎西高等学校附属中学校	宮崎市大塚町3975番地の2
県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	都城市妻ヶ丘町27街区15号
高等学校	
県立宮崎大宮高等学校	宮崎市神宮東1丁目3番10号
県立宮崎工業高等学校	同 天満町9番1号
県立都城泉ヶ丘高等学校	都城市妻ヶ丘町27街区15号
県立都城農業高等学校	同 祝吉1丁目5番1

県立延岡高等学校	延岡市古城町3丁目233番地
県立日南高等学校	日南市大字星倉5800番地
県立福島高等学校	串間市大字西方4015番地
県立小林高等学校	小林市真方124番地
県立本庄高等学校	東諸県郡国富町大字本庄5071番地
県立高鍋高等学校	児湯郡高鍋町大字北高鍋4262番地
県立富島高等学校	日向市鶴町3丁目1番43号
県立高千穂高等学校	西臼杵郡高千穂町大字三田井1234番地
県立延岡工業高等学校	延岡市緑ヶ丘1丁目8番1号
県立宮崎海洋高等学校	宮崎市日ノ出町1番地
県立高鍋農業高等学校	児湯郡高鍋町大字上江1339番地の2
県立高城高等学校	都城市高城町穂満坊156番地
県立宮崎商業高等学校	宮崎市和知川原3丁目24番地
県立都城商業高等学校	都城市上東町31街区25号
県立延岡商業高等学校	延岡市桜ヶ丘3丁目7122番地
県立宮崎農業高等学校	宮崎市大字恒久春日田1061番地
県立都城工業高等学校	都城市五十町2400番地
県立日向工業高等学校	日向市大字平岩8750番地
県立宮崎南高等学校	宮崎市月見ヶ丘5丁目2番1号
県立都城西高等学校	都城市都原町3405番地
県立門川高等学校	東臼杵郡門川町大字門川尾末2680番地
県立飯野高等学校	えびの市大字原田3068番地
県立延岡青朋高等学校	延岡市平原町2丁目2618番の2
県立宮崎西高等学校	宮崎市大塚町3975番地の2
県立宮崎東高等学校	同 神宮東1丁目2番42号
県立日向高等学校	日向市大字財光寺字比良6265番地
県立宮崎北高等学校	宮崎市大字新名爪字尾廻4567番地
県立佐土原高等学校	同 佐土原町下田島字蓑崎21567番地
県立延岡星雲高等学校	延岡市牧町4722番地
県立小林秀峰高等学校	小林市水流迫664番地の2

県立日南振徳高等学校	日南市大字板敷410番地
県立妻高等学校	西都市大字右松2330番地
中等教育学校	
県立五ヶ瀬中等教育学校	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9468番地の30
特別支援学校	
県立明星視覚支援学校	宮崎市大字島之内字櫛1390番地
県立都城さくら聴覚支援学校	都城市都原町7430番地
県立清武せいりゅう支援学校	宮崎市清武町木原字山内4257番地 9
県立みやざき中央支援学校	宮崎市大字島之内字新開2100番地
県立赤江まつばら支援学校	同 大字田吉字松崎4977番地371
県立みなみのかぜ支援学校	宮崎市清武町木原字山内4257番地 6
県立日南くろしお支援学校	日南市大字風田字蔓迫4030番地
県立都城きりしま支援学校	都城市南横市町7097番の 2
県立日向ひまわり支援学校	日向市大字塩見字谷張原12161番地
県立児湯るびなす支援学校	児湯郡新富町大字日置字月待田1297番地
県立延岡しろやま支援学校	延岡市野地町 3 丁目3477番 2 号
同 高千穂校	西臼杵郡高千穂町大字三田井1234番地
県立小林こすもす支援学校	
同 小学部	小林市東方3216番地
同 中学部	同 東方3094番地 2
同 高等部	同 真方124番地
宮崎県青島少年自然の家	宮崎市大字熊野字藤兵衛中州
宮崎県むかばき少年自然の家	延岡市行滕町760番 3
宮崎県御池少年自然の家	都城市夏尾町5988番30
宮崎県体育館	宮崎市宮崎駅東 2 丁目 4 番 1
新宮崎県体育館	延岡市大貫町 1 丁目 2 8 9 4
宮崎県ライフル射撃競技場	宮崎市田野町乙4765番地の 1
宮崎県プール	同 錦本町 4 番地 1
宮崎県山之口陸上競技場	都城市山之口町花木2381番地 4
宮崎県山之口投てき練習場	同

宮崎県埋蔵文化財センター	宮崎市佐土原町下那珂字圀4019番地
宮崎県埋蔵文化財センター分館	同 神宮2丁目4番4号

別表第2 (第4条関係)

名称

宮崎県青島少年自然の家

宮崎県むかばき少年自然の家

宮崎県御池少年自然の家

宮崎県体育館

新宮崎県体育館

宮崎県ライフル射撃競技場

宮崎県プール

宮崎県山之口陸上競技場

宮崎県山之口投てき練習場

別表第3 (第6条関係)

施設	基準				
	区分	単位	金額	備考	
宮崎県青島少年自然の家	宿泊室	1人1泊につき		1 「1泊」とは、午前9時から翌日の午後4時までの範囲内において当該施設を利用し、宿泊することをいう。	
宮崎県むかばき少年自然の家		30歳未満の者	330円以下		
		30歳以上の者	660円以下		
宮崎県御池少年自然の家	研修室	1室1時間につき	505円以下	2 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。	
	体育館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき 全面を利用する場合	1,100円以下	3 宿泊室、キャンプ場及
			半面を利用	550円以下	

		する場合		びキャンプ用具につい
	宮崎県むか ばき少年自 然の家 宮崎県御池 少年自然の 家	1時間につき	785円以下	ては、学校教育法第1条 に規定する学校(大学を 除く。)に在学する者及 び未就学の者(以下「在 学者等」という。)は、 無料とする。
	キャンプ場	1人1泊につ き 30歳未満の 者 30歳以上の 者	110円以下 220円以下	4 研修室及び体育館に ついては、在学者等で構 成する団体は、無料とす る。
キャンプ 用具	テント	1人1泊につ き 30歳未満の 者 30歳以上の 者	110円以下 220円以下	5 「全面を利用する場 合」とは、体育館の床面 積の2分の1を超えて 利用する場合をいい、 「半面を利用する場合」 とは、体育館の床面積の 2分の1以下を利用す る場合をいう。
	寝袋	1泊1個につ き 30歳未満の 者 30歳以上の 者	110円以下 220円以下	
	毛布	1泊1枚につ き 30歳未満の 者	110円以下	

			30歳以上の者	220円以下	
宮崎県体育館	本館競技場	入場料等を徴収しない場合	1 団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	1,290円以下 2,030円以下 8,210円以下	1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。 3 1つの団体が競技場の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、競技場の3分の2以下の面積を利用するときは3分の2、2分の1以下の面積を利用するときは2分の1、3分の1以下の面積を利用するときは3分の1を乗じて得た額(100円に満たない端数があるときは、その端数は100
		入場料等を徴収する場合	1 団体1日につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体	1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額(その額が14,180円に満たない場合にあつては、14,180円)以	

			<p>下</p> <p>その他の団体 1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額（その額が22,240円に満たない場合にあつては、22,240円）以下</p> <p>アマチュアスポーツ以外に利用するとき 1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額（その額が90,340円に満たない場合にあつては、90,340円）以下</p>	<p>円とする。)以下とする。</p> <p>4 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
別館第1競技場	<p>1団体1時間につき</p> <p>アマチュアスポーツに利用するとき</p> <p>児童・生徒の団体 270円以下</p> <p>その他の団体 540円以下</p> <p>アマチュアスポーツ以</p>	<p>1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>2 1つの団体が競技場の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、競技場の3分の2以下の面積を利用す</p>		

		外に利用するとき		<p>るときは3分の2、2分の1以下の面積を利用するときは2分の1、3分の1以下の面積を利用するときは3分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）以下とする。</p> <p>3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
別館第2 競技場	専用での利用の場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体	190円以下 380円以下	<p>1 「専用での利用の場合」とは、10人以上の団体に利用する場合をいい、「専用での利用でない場合」とは、9人以下の団体（個人を含む。）で利用する場合をいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>3 1時間を単位とする</p>
	専用でない場合	1団体（個人を含む。）1時間につき 児童・生徒の団体（個人を含む。） その他の団体（個人を	100円以下 200円以下	

			含む。)		利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
別館第3 競技場	専用での利 用の場合	1 団体 1 時間 につき 児童・生徒 の団体 その他の団 体	190円以下 380円以下		
	専用での利 用でない場 合	1 団体（個人 を含む。） 1 時間につき 児童・生徒 の団体（個 人を含む。） その他の団 体（個人を 含む。）	100円以下 200円以下		
屋外人工登はん壁		1 団体 1 時間 につき 児童・生徒 の団体 その他の団 体	100円以下 200円以下		
屋内人工 登はん壁	団体が利用 する場合	1 団体 1 時間 につき 児童・生徒 の団体 その他の団 体	100円以下 200円以下		
	個人が利用	1 人 1 時間に			

	する場合	つき 児童・生徒 その他の者	40円以下 80円以下	
会議室		1時間につき	160円以下	本館競技場と併せて利用する場合の利用料金は、無料とする。
附帯設備 器具（利 用に要す る消耗器 材は含ま ない。）	浴室・シャ ワー（温水）	1時間につき	580円以下	1 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。 2 持込電気器具用電気 の利用料金は、当該電気 器具に表示された電力 に1キロワット未満の 端数があるときは、1キ ロワットとして算定す る。
	ボクシング 用具			
	アマチュ ア用	同	210円以下	
	その他	同	2,670円以下	
	電光表示盤	同	130円以下	
	ボーダーラ イト	1列1時間 につき	400円以下	
	スポットラ イト	1台1時間 につき	230円以下	
	フットライ ト	1列1時間 につき	400円以下	
	放送設備 （マイク フォンは2 本とする。）	1時間につき	500円以下	
携帯用テー プレコーダ ー	同	60円以下		
バレーボー ル用具	1組1時間 につき	60円以下		

		バドミントン用具	同	60円以下
		ハンドボール用具	同	60円以下
		テニス用具	同	60円以下
		バスケットボールゴール		
		固定式	同	60円以下
		移動式	同	100円以下
		跳箱	1時間につき	60円以下
		トランポリン	同	100円以下
		レスリングマット	同	100円以下
		卓球用具		
		競技専用	一式1日につき	4,610円以下
		競技専用以外	1台1時間につき	60円以下
		体操用具		
		競技専用	一式1日につき	3,450円以下
		競技専用以外	1種目1時間につき	60円以下
		長机	1時間につき	10円以下
		椅子		
		1人掛け	同	10円以下
		3人掛け	同	10円以下

		フェンシング用具	一式1時間につき	100円以下	
		ハンドマイク	1時間につき	50円以下	
		レコードプレーヤー	同	60円以下	
		その他の器具類	同	60円以下	
		持込電気器具用電気	1キロワットにつき	230円以下	
新宮崎県体育館	メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 午前9時から午後5時まで 児童・生徒の団体 その他の団体の団体 午後5時から午後10時まで 児童・生徒の	900円以下 1,800円以下	<p>1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>3 1つの団体がメインアリーナの一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、メインアリーナの2分の1以</p>

		<p>団体 その他 3,600円以下 の団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき 午前9時 18,000円以下 から午後 5時まで 午後5時 36,000円以下 から午後 10時まで</p>	<p>下の面積を利用する ときは2分の1、3分の1 以下の面積を利用する ときは3分の1、4分の 1以下の面積を利用す るときは4分の1、6分 の1以下の面積を利用 するときは6分の1、8 分の1以下の面積を利用 するときは8分の1、 14分の1以下の面積を 利用するときは14分の 1を乗じて得た額（10 円に満たない端数があ るときは、その端数は10 円とする。）以下 とす る。</p>
<p>入場料等を 徴収する場 合</p>	<p>1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 午前9時 から午後 5時まで 児童・ 1,800円以下 生徒の 団体 その他 3,600円以下 の団体 午後5時 から午後 10時まで</p>	<p>4 1 時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。</p>	

		<p>児童・生徒の団体 その他 の団体</p> <p>3,600円以下</p> <p>7,200円以下</p> <p>アマチュアスポーツ以外に利用するとき</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>午後5時から午後10時まで</p>		
サブアリーナ	入場料等を徴収しない場合	<p>1 団体1時間につき</p> <p>アマチュアスポーツに利用するとき</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>児童・生徒の団体 その他 の団体</p> <p>午後5時</p>	<p>600円以下</p> <p>1,200円以下</p>	<p>1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>3 1つの団体がサブアリーナの一部を独占し</p>

		<p>から午後 10時まで 児童・生徒の 団体の その他 の団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき 午前9時 から午後 5時まで 午後5時 から午後 10時まで</p>	<p>1,200円以下 2,400円以下</p>	<p>て利用する場合の利用 料金は、当該金額の欄に 掲げる金額に、サブアリ ーナの2分の1以下の 面積を利用するときは 2分の1、3分の1以下 の面積を利用するとき は3分の1、4分の1以 下の面積を利用する ときは4分の1、6分の1 以下の面積を利用する ときは6分の1を乗じ て得た額(10円に満たな い端数があるときは、そ の端数は10円とする。) 以下とする。</p>
	<p>入場料等を 徴収する場 合</p>	<p>1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 午前9時 から午後 5時まで 児童・生徒の 団体の その他</p>	<p>1,200円以下 2,400円以下</p>	<p>4 1 時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。</p>

		<p>の団体 午後5時 から午後 10時まで 児童・生徒の 団体 その他 の団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき 午前9時 から午後 5時まで 午後5時 から午後 10時まで</p>	<p>2,400円以下 4,800円以下 24,000円以下 48,000円以下</p>	
多目的室 (地域武 道センタ ー)	入場料等を 徴収しない 場合	<p>1 団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 午前9時 から午後 5時まで 児童・生徒の</p>	<p>200円以下</p>	<p>1 「入場料等」とは、入 場料、会費、会場整理費 その他名称のいかんを 問わず入場することに 関し徴収される入場の 対価その他これに類す るものをいう。 2 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に</p>

		<p>団体 その他 400円以下</p> <p>の団体 午後5時 から午後 10時まで 児童・ 400円以下 生徒の 団体 その他 800円以下</p> <p>の団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき 午前9時 4,000円以下 から午後 5時まで 午後5時 8,000円以下 から午後 10時まで</p>	<p>在学する者及び未就学 の者をいう。</p> <p>3 1つの団体が多目的 室の一部を独占して利 用する場合の利用料金 は、当該金額の欄に掲げ る金額に、多目的室の2 分の1以下の面積を利 用するときは2分の1 を乗じて得た額(10円に 満たない端数があると きは、その端数は10円と する。)以下とする。</p> <p>4 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。</p>
	<p>入場料等を 徴収する場 合</p>	<p>1 団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 午前9時 から午後 5時まで</p>	

		児童・生徒の団体 400円以下 その他 800円以下 の団体 午後5時から午後10時まで 児童・生徒の団体 800円以下 その他 1,600円以下 の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき 午前9時から午後5時まで 8,000円以下 午後5時から午後10時まで 16,000円以下	
トレーニンググループ	団体が利用する場合	1 団体 1 時間 につき 児童・生徒 の団体 650円以下 その他の団 体 1,300円以下	1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。

	個人が利用 する場合	1人1時間につき 児童・生徒 その他の者	100円以下 200円以下	2 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。
会議室	会議室 1	1時間につき	200円以下	1 1つの団体が会議室 4の一部を独占して利 用する場合の利用料金 は、当該金額の欄に掲げ る金額に、会議室の2分 の1以下の面積を利用 するときは2分の1、4 分の1以下の面積を利 用するときは4分の1 を乗じて得た額(10円に 満たない端数があると きは、その端数は10円と する。)以下とする。 2 1つの団体が会議室 5の一部を独占して利 用する場合の利用料金 は、当該金額の欄に掲げ る金額に、会議室の3分 の1以下の面積を利用 するときは3分の1を 乗じて得た額(10円に満 たない端数があるとき は、その端数は10円とす
	会議室 2	同	200円以下	
	会議室 3	同	200円以下	
	会議室 4	同	500円以下	
	会議室 5	同	700円以下	
	応接室	同	200円以下	

				る。)以下とする。 3 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。
附帯設備 器具(利 用に要す る消耗器 材は含ま ない。)	バスケット ボールゴール			1 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。 2 持込電気器具用電気 の利用料金は、当該電気 器具に表示された電力 に1キロワット未満の 端数があるときは、1キ ロワットとして算定す る。
	固定式	1組1時間に つき	60円以下	
	移動式	同	100円以下	
	バレーボー ル用具	同	60円以下	
	ハンドボー ル用具	同	60円以下	
	フットサル 用具	同	60円以下	
	テニス用具	同	60円以下	
	バドミント ン用具	同	60円以下	
	卓球用具			
競技専用	一式1日につ き	4,610円以下		
競技専用 以外	1台1時間に つき	60円以下		
体操用具				
競技専用	一式1日につ	3,450円以下		

競技専用 以外	き 1 種目 1 時間 につき	60円以下
新体操マッ ト	1 時間につき	100円以下
トランポリ ン	同	100円以下
電光表示盤	同	130円以下
長机	同	10円以下
椅子	同	10円以下
その他の器 具類	同	60円以下
持込電気器 具用電気	1 キロワット につき	230円以下
放送設備	1 時間につき	500円以下
照明設備 メインア リーナ 750ル クス以 上 1,000 ルクス 以上 サブアリ ーナ 750ル クス以 上	同 同	300円以下 500円以下 100円以下

	<p>空調設備</p> <p>メインアリーナ</p> <p>競技場 同 6,900円以下</p> <p>観客席 同 8,100円以下</p> <p>サブアリーナ</p> <p>競技場 同 1,600円以下</p> <p>観客席 同 2,300円以下</p> <p>多目的室 (地域武道センター)</p> <p>会議室 1 同 100円以下</p> <p>会議室 2 同 100円以下</p> <p>会議室 3 同 100円以下</p> <p>会議室 4 同 100円以下</p> <p>会議室 5 同 100円以下</p> <p>応接室 同 100円以下</p>		
新宮崎県体育館	メインアリーナ	<p>1 団体 1 時間につき</p> <p>午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>児童・生徒の団体 900円以下</p> <p>その他の団体 1,800円以下</p> <p>午後 5 時か</p>	<p>1 アマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収するときの利用料金は、金額の欄に掲げる金額の 2 倍とする。</p> <p>2 アマチュアスポーツ以外に使用する場合で、入場料を徴収するときの利用料金は金額の欄に掲げる金額の 20 倍と</p>

	<p>ら午後10時 まで</p> <p>児童・生徒の団体 1,800円以下</p> <p>その他の団体 3,600円以下</p>	<p>し、入場料を徴収しない ときの利用料金は金額 の欄に掲げる金額の10 倍とする。</p> <p>3 前2号の規定は、トレ ーニングルーム、会議室</p>
サブアリーナ	<p>1 団体1時間 につき</p> <p>午前9時か ら午後5時 まで</p> <p>児童・生徒の団体 600円以下</p> <p>その他の団体 1,200円以下</p> <p>午後5時か ら午後10時 まで</p> <p>児童・生徒の団体 1,200円以下</p> <p>その他の団体 2,400円以下</p>	<p>及び附帯設備器具に係 る利用料金については、 適用しない。</p> <p>4 「入場料等」とは、入 場料、会費、会場整理費 その他名称のいかんを 問わず入場することに 関し徴収される入場の 対価その他これに類す るものをいう。</p> <p>5 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者をいう。</p> <p>6 1つの団体がメイン</p>
多目的室(地域武道セ ンター)	<p>1 団体1時間 につき</p> <p>午前9時か ら午後5時 まで</p> <p>児童・生徒の団体 200円以下</p>	<p>アリーナ、サブアリーナ 又は多目的室(地域武道 センター)の一部を独占 して利用する場合の利 用料金は、当該金額の欄 に掲げる金額に、メイン アリーナにあってはそ</p>

		その他の団体 午後5時から午後10時まで 児童・生徒の団体 その他の団体	400円以下 400円以下 800円以下	の2分の1、3分の1、4分の1、6分の1、8分の1、14分の1以下の面積を利用するときはそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1、6分の1、8分の1、14分の1、サブアリーナにあつてはその2分の1、3分の1、4分の1、6分の1以下の面積を利用するときはそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1、6分の1、多目的室(地域武道センター)にあつてはその2分の1以下の面積を利用するときは2分の1を乗じて得た額(100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。)以下とする。 7 会議室4又は会議室5の一部を利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、会議室4にあつてはその2分の1、4分の1を利用するときはそれぞ
トレーニングルーム	団体が利用する場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体	650円以下 1,300円以下	
	個人が利用する場合	1人1時間につき 児童・生徒 その他の者	100円以下 200円以下	
会議室	会議室1	1時間につき	200円以下	
	会議室2	同	200円以下	
	会議室3	同	200円以下	
	会議室4	同	500円以下	
	会議室5	同	700円以下	
	応接室	同	200円以下	
全館		1団体1時間につき 午前9時から午後5時		

		まで 児童・生徒の団体 その他の団体 午後5時から午後10時まで 児童・生徒の団体 その他の団体	3,250円以下 6,500円以下 4,950円以下 9,900円以下	れ2分の1、4分の1、 会議室5にあつてはその3分の1を利用するときは3分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）以下とする。 8 全館の利用料金には、 附帯設備器具の利用は 含まないものとする。 9 1時間を単位とする		
附帯設備器具（利用に要する消耗器材は含まない。）	バスケットボール	固定式	1組1時間につき	60円以下	利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。 10 持込電気器具用電気の 利用料金は、当該電気器具に表示された電力に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして算定する。	
		移動式	同	100円以下		
		バレーボール用具	同	同		60円以下
		ハンドボール用具	同	同		60円以下
		フットサル用具	同	同		60円以下
		テニス用具	同	同		60円以下
		バドミントン用具	同	同		60円以下
	卓球用具 競技専用		一式1日につき	4,610円以下		

競技専用 以外	き 1台1時間に つき	60円以下
体操用具 競技専用	一式1日に つき	3,450円以下
競技専用 以外	1種目1時間 につき	60円以下
新体操マッ ト	1時間につき	100円以下
レスリング マット	同	100円以下
ボクシング 用具	同	210円以下
フェンシン グ用具	一式1時間に つき	100円以下
トランポリ ン	1時間につき	100円以下
電光表示盤	同	130円以下
長机	同	10円以下
椅子	同	10円以下
その他の器 具類	同	60円以下
持込電気器 具用電気	1キロワット につき	230円以下
放送設備	1時間につき	500円以下
照明設備 メインア リーナ		

	750ル クス以 上	同	300円以下
	1,000 ルクス 以上	同	500円以下
	サブア リーナ		
	750ル クス以 上	同	100円以下
	空調設備		
	メインア リーナ		
	競技場	同	4,300円以下
	観客席	同	5,300円以下
	サブア リーナ		
	競技場	同	2,900円以下
	観客席	同	3,600円以下
	多目的室 (地域武道 センター)	同	500円以下
	会議室 1	同	100円以下
	会議室 2	同	100円以下
	会議室 3	同	100円以下
	会議室 4	同	100円以下
	会議室 5	同	100円以下
	応接室	同	100円以下

宮崎県ライフ ル射撃競技場	エアーライフル射場		1人2時間ま で 10歳以上の 児童・生徒 その他の者	130円以下 240円以下	1 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者をいう。 2 時間超過の場合は、超 過時間1時間につき、当 該利用料金の額に2分 の1を乗じて得た額を 加算する。 3 1時間に満たない端 数があるときは、その端 数は1時間とする。
	スモールボアライフ ル射場		1人2時間ま で 高等学校 (中等教育 学校の後期 課程及び特 別支援学校 の高等部を 含む。)生 徒 その他の者	190円以下 380円以下	
宮崎県プール	50mプー ル(全面)	入場料等を 徴収しない 場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき	4,800円以下 9,600円以下 96,000円以下	1 「入場料等」とは、入 場料、会費、会場整理費 その他名称のいかんを 問わず入場することに 関し徴収される入場の 対価その他これに類す るものをいう。 2 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者及び未就学 の者をいう。 3 1時間を単位とする

	入場料等を徴収する場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	9,600円以下 19,200円以下 192,000円以下	利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
50mプール（1レーンあたり）	入場料等を徴収しない場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	500円以下 1,000円以下 10,000円以下	
	入場料等を徴収する場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに		

		利用するとき 児童・生徒の団体 1,000円以下 その他の団体 2,000円以下 アマチュアスポーツ以外に利用するとき 20,000円以下	
25mプール(全面)	入場料等を徴収しない場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 2,400円以下 その他の団体 4,800円以下 アマチュアスポーツ以外に利用するとき 48,000円以下	
	入場料等を徴収する場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 4,800円以下	

		その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	9,600円以下
25mプール（1レーンあたり）	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	300円以下 600円以下 6,000円以下
	入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用す	600円以下 1,200円以下 12,000円以下

		るとき	
50mプール 25mプール	個人が利用 する場合	1人1回につき 児童・生徒 その他の者	250円以下 500円以下
多目的スタジオ	入場料等を 徴収しない 場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用する とき 児童・生徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用 するとき	675円以下 1,350円以下 13,500円以下
	入場料等を 徴収する 場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用する とき 児童・生徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用 するとき	1,350円以下 2,700円以下 27,000円以下

		るとき	
トレーニング室		1人1時間につき 児童・生徒 その他の者	125円以下 250円以下
屋外クラ イミング ウォール	入場料等を 徴収しない 場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用する とき 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用 するとき	175円以下 350円以下 3,500円以下
	入場料等を 徴収する場 合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用する とき 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す	350円以下 700円以下 7,000円以下

		るとき		
屋内クライミングウ オール	1人1時間につ つき	児童・生徒 その他の者	75円以下 150円以下	
会議室	1時間につき		2,900円以下	1 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。 2 1平方メートルを単 位とする利用料金の額 を計算する場合におい て1平方メートルに満 たない端数があるとき は、その端数は1平方メ ートルとする。
大会役員室	同		1,400円以下	
応接室	同		500円以下	
共有エリア	1平方メート ル1時間につ つき		17円以下	
音響放送設備	一式1日につ つき		2,200円以下	
大型表示装置	同		8,800円以下	
駐車場	1時間につき			1 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。 2 利用時間が5時間を 超える場合の利用料金 の額は、左記金額に6を 乗じて得た額とする。 3 駐車場の利用に係る 車両の種類は、道路整備 特別措置法施行令(昭和 31年政令第319号)第9
	普通自動車 (乗員定員 11人以上の もの)		200円以下	
	普通自動車 (乗員定員 10人以下の もの)		100円以下	
	大型特殊自 動車		200円以下	
	小型自動車 (二輪自動 車を除		100円以下	

			く。) 小型特殊自 動車 100円以下 軽自動車 100円以下 (二輪自動 車を除 く。) 二輪自動車 50円以下 原動機付自 転車 50円以下		条第6号に規定する車 両の種類による。ただ し、貨物の運送の用に供 する普通自動車は、普通 自動車(乗員定員11人以 上のもの)とみなして適 用する。
宮崎県山之口 陸上競技場	陸上競技 場	入場料等を 徴収しない 場合	1 団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用する とき 児童・生 徒の団体 1,950円以下 その他の 団体 3,900円以下 アマチュア スポーツ以 外に利用 するとき 39,000円以下		1 「入場料等」とは、入 場料、会費、会場整理 費その他名称のいかん を問わず入場するこ とに関し徴収される入場 の対価その他これに類 するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。) に在学する者及び未就 学の者をいう。 3 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。
		入場料等を 徴収する場 合	1 団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用する とき 児童・生 徒の団体 3,900円以下		

		その他の 団体	7,800円以下	
		アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき	78,000円以下	
	個人が利用 する場合	1人1時間 につき 児童・生徒 その他の者	90円以下 170円以下	
トレーニング ルーム	団体が利用 する場合	1団体1時間 につき 児童・生徒 の団体 その他の団 体	520円以下 1,030円以下	
	個人が利用 する場合	1人1時間 につき 児童・生徒 その他の者	100円以下 190円以下	
会議室	会議室 1	1時間につき	820円以下	1 1つの団体が会議室 6の一部を独占して利 用する場合の利用料金 は、当該金額の欄に掲げ る金額に、会議室の2分 の1以下の面積を利用 するときは2分の1を 乗じて得た額(10円に満 たない端数があるとき は、その端数は10円とす
	会議室 2	同	410円以下	
	会議室 3	同	410円以下	
	会議室 4	同	410円以下	
	会議室 5	同	410円以下	
	会議室 6	同	820円以下	

	会議室 7	同	820円以下	2 1時間を単位とする 利用料金の額を計算する 場合において1時間に 満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。	
	会議室 8	同	410円以下		
	会議室 9	同	410円以下		
	会議室10	同	410円以下		
	会議室11	同	410円以下		
	売店スペース	1日につき	650円以下		
附帯設備 器具（利 用に要す る消耗器 材は含ま ない。）	シャワー（温 水）	1人1回につ き 1団体1回に つき	110円以下 550円以下	1 時間を単位とする利 用料金の額を計算する 場合において1時間に 満たない端数があると きは、その端数は1時間 とする。	
	競技 器具	椅子	1時間につき		10円以下
		机	同		10円以下
		テン ト	同		40円以下
		走高 跳器 具	1組1時間に つき		90円以下
		棒高 跳器 具	同		90円以下
		ハー ドル	同		90円以下
		写真 判定	一式1時間に つき		2,430円以下

装置		
その他の器具類	1時間につき	20円以下
競技器具一式 (ただし、写真判定装置を除く。)	同	780円以下
放送設備	1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき	780円以下
	アマチュアスポーツ以外に利用するとき	1,570円以下
大型映像装置	1時間につき	9,490円以下
照明設備 陸上競技場		
全灯	同	15,510円以下
2分の	同	7,760円以下

		1灯 3分の	同	5,170円以下	
		1灯 5分の	同	3,110円以下	
		1灯			
		空調設備			
		会議室 1	同	260円以下	
		会議室 2	同	260円以下	
		会議室 3	同	260円以下	
		会議室 4	同	260円以下	
		会議室 5	同	260円以下	
		会議室 6	同	260円以下	
		会議室 7	同	260円以下	
		会議室 8	同	260円以下	
		会議室 9	同	260円以下	
		会議室10	同	260円以下	
		会議室11	同	260円以下	
宮崎県山之口 投てき練習場	投てき練習場	団体が利用 する場合	1 団体 1 時間 につき 児童・生徒 の団体 その他の団 体	350円以下 700円以下	1 「児童・生徒」とは、 学校教育法第 1 条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者及び未就学 の者をいう。 2 1 時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において 1 時間 に満たない端数がある ときは、その端数は 1 時 間とする。
		個人が利用 する場合	1 人 1 時間に つき 児童・生徒 その他の者	60円以下 120円以下	
	附帯設備 器具(利 用に要す る消耗器	競技 器具	椅子	1 時間につき 10円以下	
			机	同 10円以下	
			テン	同 40円以下	

材は含まない。)	ト		
	その他の器具類	同	20円以下
	競技器具一式	同	780円以下
	照明設備	同	1,190円以下